

議案第 57 号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 9 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 5 条の 2 を第 5 条とする。

第 6 条の表不活化ポリオの項を削る。

第 11 条の表中「

スリッパ	1 足	150 円
死後の処置	1 体につき	3,300 円
死後の処置（寝巻付）	1 体につき	5,500 円
薬の容器代	1 個につき	50 円
貸し衣類代	1 交換ごとに	130 円
診察券（再交付）	1 枚につき	100 円

」を「

死後の処置	1 体につき	3,300 円
死後の処置（寝巻付）	1 体につき	5,500 円

」に改める。

第 12 条の表中「3,100 円」を「3,300 円」に改める。

第 16 条を第 18 条とし、第 13 条から第 15 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 12 条の次に次の 2 条を加える。

（再生医療に係る使用料）

第 13 条 再生医療に係る使用料は、次の表に定める額を徴収する。

種別	単位	使用料
A P S（自己タンパク質溶液）療法	1 関節につき	330,000 円

（セカンドオピニオンに係る使用料）

第 14 条 セカンドオピニオンに係る使用料は、次の表に定める額を徴収する。

種別	単位	使用料
セカンドオピニオン基本料	1 時間	11,000 円
超過料	30 分につき	5,500 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。